

# 重要な会計方針

## 1. 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用している。

## 2. 減価償却の会計処理方法

### (1) 有形固定資産

定額法を採用している。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおり。

建物	2～43年
構築物	2～15年
機械装置	2～13年
車両運搬具	2～6年
工具器具備品	2～20年

特定の償却資産(独立行政法人会計基準第86)の減価償却については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

### (2) 無形固定資産

定額法を採用している。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいている。

## 3. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金による財源措置がなされるため、退職給付にかかる引当金は計上していない。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付にかかる引当金は計上していない。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上している。

## 4. 賞与引当金の計上基準

運営費交付金によって予算措置されない役職員の賞与支給に備えるため、当基金の賞与支給に係る規程に基づく見込額を計上している。

## 5. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有を目的とするため償却原価法を適用している。

## 6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

## 7. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

### (1) 国又は地方公共団体財産の無償使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

各都道府県等の条例等で定める土地使用料並びに近隣の賃借料を参考に計算している。

### (2) 政府出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成18年3月末利回りを参考に1.770%で計算している。

## 8. リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

## 9. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

運営費交付金から充当されるべき

退職給付引当金の見積額：△4,291,254,615円

### 退職給付債務及びその内訳 (2005年度)

(1) 退職給付債務	△6,098,033,099
(2) 年金資産	1,806,778,484
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	△4,291,254,615
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	0
(5) 未認識数理計算上の差異	0
(6) 未認識過去勤務費用 (債務の減額)	0
(7) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4) + (5) + (6)	△4,291,254,615
(8) 前払年金費用	0
(9) 退職給付引当金 (7) - (8)	△4,291,254,615

### 退職給付費用の内訳 (2005年度)

(1) 勤務費用	298,060,400
(2) 利息費用	68,600,800
(3) 期待運用収益	0
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	△220,797,609
(5) その他 (厚生年金基金加入者掛金)	△59,039,412

### 退職給付債務などの計算基礎 (2005年度)

(1) 割引率 退職年金	2.0%
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(3) 過去勤務債務の処理年数	—
(4) 数理計算上の差異の処理年数	1
(5) その他 (会計基準変更時差異の処理年数、実際運用収益等)	1

#### (行政サービス実施コスト計算書関係)

国又は地方公共団体からの出向職員に係る

引当外退職給付引当金増加見積額

……………7,797,300円

#### (キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物と貸借対照表に記載される金額との関係

貸借対照表の現金及び預金残高 ……9,233,125,948円

現金及び現金同等物の期末残高 ……9,233,125,948円

2. 重要な非資金取引 ……………該当事項はない。

#### (重要な債務負担行為)

該当事項はない。

#### (重要な後発事象)

該当事項はない。

#### (固有の表示科目の内容)

1. 承継積立金とは、独立行政法人国際交流基金法附則第3条第6項に規定する「基金の最初の中期目標の期間における業務の財源に充てる金額」として、特殊法人国際交流基金より承継した剰余金である。

2. 承継積立金は、運用収入、寄附金収入(特定寄附金収入を除く)及びその他収入を財源とする事業費支出の決算額が当該収入の決算額を超える場合において、不足する財源に充当するために取り崩すこととしている。